

令和8年度 一般社団法人日本外科学会定時社員総会

(令和8年4月22日開催)

議 案 資 料

【第4号議案を除く】

第1号議案（名誉理事長および名誉会員ならびに特別会員の推戴に関する件） 資料

役員・代議員等選任規則（定款施行細則第3号）に従い、以下の方々を名誉理事長および名誉会員ならびに特別会員の候補者として推戴いたします。

名誉理事長推戴候補者

森 正樹 君

名誉会員推戴候補者

小寺 泰弘 君 伊達 洋至 君 馬場 秀夫 君 松原 久裕 君

Dr. Thomas M. van Gulik

特別会員推戴候補者

石田 孝宣 君	石田 秀行 君	伊東 浩次 君	今井 常夫 君
岩崎 博幸 君	岩崎 正之 君	遠藤 格 君	遠藤 俊輔 君
大辻 英吾 君	大坪 毅人 君	岡本 高宏 君	奥山 宏臣 君
國崎 主税 君	小林 孝彰 君	佐田 尚宏 君	佐野 力 君
椎谷 紀彦 君	柴田 利彦 君	島田 英昭 君	島田 光生 君
杉尾 賢二 君	鈴木 孝明 君	高田 泰次 君	田口 眞一 君
竹政伊知朗 君	竹村 博文 君	田邊 稔 君	土田 正則 君
永安 武 君	野口眞三郎 君	原 尚人 君	平松 昌子 君
福田 宏嗣 君	古畑 智久 君	南谷 佳弘 君	宮本 伸二 君
夜久 均 君	横山 斉 君	利野 靖 君	渡辺 敦 君

第2号議案（会費の納入免除に関する件） 資料

会費規則（定款施行細則第2号）に従い、令和8年2月1日現在において満80歳以上に達し、かつ、引き続き40年以上、正会員であり、所定の申し出のあった以下の方々の令和8年度以降の会費の納入を免除いたします。

秋本 伸 君	秋山 邦男 君	浅倉 禮治 君	東 弘志 君
足達 剛 君	天野 汎 君	新井 健男 君	安藤 嗣彦 君
飯田 修平 君	出射 靖生 君	稲垣 芳則 君	井上 茂章 君
井上 寿夫 君	入山 正 君	浮草 実 君	内本 泉 君
大圃 弘 君	織田 俊 君	小田 正博 君	門井 隆司 君
加納 忠行 君	鎌田 光裕 君	河野 雅行 君	菅野鑑一郎 君
岸本 晃男 君	北畠 義久 君	金 正出 君	黒川 彰夫 君
黒川 胤臣 君	黒須 光男 君	黒瀬 康平 君	小泉 嘉明 君
洪 仲根 君	古城 昌義 君	琴浦 義尚 君	小林 和男 君
小林 杏一 君	小林 弘忠 君	小林 守次 君	五味 昭彦 君
小山 昱甫 君	権田 厚文 君	阪口 昌子 君	坂本 泰雄 君
笹野 満 君	佐藤 忠敏 君	佐藤 尚 君	塩田 邦彦 君
重岡健一郎 君	清水 保雄 君	下河辺智久 君	白形 昌人 君
陣 鋼民 君	新谷 剛 君	杉本 誠起 君	鈴木 盛彦 君
高木 正剛 君	高橋順一郎 君	竹内 克彦 君	竹下 公矢 君
谷田 理 君	曹 桂植 君	土屋 博之 君	寺岡 暉 君
戸嶋 和彦 君	殿田 重彦 君	仲尾 清 君	中川 正久 君
中島 勝廣 君	中田 精三 君	中田 一郎 君	中野 和男 君
中野 敬三 君	永渕 幸寿 君	納富 昌徳 君	野中 杏栄 君
花岡 農夫 君	浜田 義臣 君	林 保 君	原口 義座 君
原田 益盛 君	平間 敬文 君	福田 亮 君	藤掛 馨 君
藤島 捷年 君	古田 智彦 君	古屋 正人 君	平安山英盛 君
本庄 宏 君	前川 和男 君	松尾 尚史 君	間野 正之 君
水野 勇 君	宮内 昭 君	宮路 重和 君	宮脇 仁 君

第3号議案（次期役員等の選任に関する件） 資料

1. 会頭選任に関する件

役員・代議員等選任規則第50条第1項に従い、次期会頭の

池田 徳彦 君

を候補者として選任する。

2. 次期会頭選任に関する件

役員・代議員等選任規則第51条に従い、次々期会頭の

波多野 悦朗 君

を候補者として選任する。

3. 次々期会頭選任に関する件

役員・代議員等選任規則第52条に従い、期日までに届け出た

江口 英利 君

江畑 智希 君

の2名を候補者として、選挙を行って選任する。

4. 理事選任に関する件

定款第13条第1項および役員・代議員等選任規則第7条ならびに第8条に従い、期日までに届け出た

武 富 紹 信 君

島 津 研 三 君

掛 地 吉 弘 君

志 水 秀 行 君

江 口 英 利 君

吉 住 朋 晴 君

家 入 里 志 君

吉 野 一 郎 君

杉 谷 巖 君

竹 内 裕 也 君

豊 岡 伸 一 君

猪 股 雅 史 君

石 原 聡一郎 君

亀 井 尚 君

長 谷 川 潔 君

江 畑 智 希 君

宮 川 繁 君

小 瀨 和 貴 君

齋 木 佳 克 君

塩 瀬 明 君

の**20名**と、非選挙理事推薦委員会により推薦された

尾藤祐子君 山内英子君

の**2名**（計**22名**）を候補者として選任する。

5. 監事選任に関する件

定款第13条第1項および役員・代議員等選任規則第9条に従い、期日までに届け出た

大木隆生君 海野倫明君 大塚将之君

の**3名**を候補者として選任する。

※同封の各選挙広報をご参照ください。

第5号議案（定款施行細則等の変更に関する件） 資料

以下の4項目を主旨として、外科専門医制度規則（定款施行細則第8号）、および外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定、および外科専門医制度の指導医に関する施行規定を、次頁のとおり変更いたします。

1) 外科専門医の更新申請期間を変更すること

令和8（2026）年度から、外科専門医の更新において、本学会が認定する旧専門医の継続か、もしくは日本専門医機構が認定する新専門医の移行か、どちらかを選択できるものとするにあたり、本学会の審査（＝一次審査）だけではなく、日本専門医機構の審査（＝二次審査）も行われるので、そのためのスケジュールを加味して、申請期間を現行の「6月中旬～8月末」から約1ヶ月の前倒しとして、「6月上旬～7月末」に変更する。

2) 外科専門医の更新要件を緩和すること

新専門医が3回以上更新した後に、4回目以降の更新を行う場合には「手術手技に関するeラーニング」の受講（テスト含む）をもって、診療実績の代替とすることができるので、その緩和措置を旧専門医の更新にも同じく適用する。

3) 認定登録医の特例更新に関する条文を追加すること

外科専門医は資格喪失後1年以内であれば、更新と同じ要件で再取得することが可能で（＝特例更新）、認定登録医も準用して特例更新を認めているが、条文化されていないことが判ったので、追加する。

4) 指導医の申請要件を変更すること

旧専門医制度の指定／関連施設の終了と、新専門医制度の運用を踏まえて、指導医の申請要件を以下の表のとおりに変更する。

要件	従来 ¹⁾ の指導医申請	区分	今後の指導医申請
業績	全ページの提出を必要とする	新規	従来通り
		更新	オンラインでの概要登録のみとする (業績のPDFデータの提出は不要とする)
勤務施設	旧制度における指定・関連施設において通算10年間の勤務が必要 (うち3年間は指定施設若しくは 基幹施設の勤務が必須)	新規	制限なし 1) 旧制度における指定・関連施設 2) 新制度における基幹・連携施設 において通算10年間の勤務が必要 (うち3年間は指定施設若しくは基幹施設の勤務が必須)
	申請時において指定・関連施設 への勤務が必要	更新	制限なし
勤務証明書	要提出（紙ベース）	新規	不要 従来通り
		更新	不要

（業績に関する付記）①旧制度における指導医は外科専門医の取得を目指す修練医の“指導”のために存在した。

⇒新制度における指導的役割の医師は「専門研修指導医」として配置しているため、今後の指導医に関しては、厳格な“指導”の役割までは求められていない

⇒「新規申請時」は厳格に証拠書類を確認した上で、「更新申請時」は「論文タイトル、掲載誌名、掲載年月日」といった概要の登録のみに留め、証拠書類の提出までは求めない。

（⇒ただし、1）申請された情報に誤りがないこと、2）業績注意事項に準じた論文の提出であることを申請時に誓約してもらう。チェックボックス等を用意し、不適格と思われる申請者には事務局から個別に提出を依頼する。）

②業績の委員確認も、印刷物を一式郵送して確認する手順から、オンラインを活用した確認へ変更する。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度規則 変更案

現行

変更点()

第1章 総則

(施行)

第1条 この法人(以下、本会と略記)は、本会外科専門医制度を施行する。

(目的)

第2条 本会外科専門医制度は、医の倫理を体得し、かつ、高度の外科専門的知識と技術を修得した外科専門医(以下、専門医と略記)を育成し、もって国民医療の向上に貢献することを目的とする。

(業務)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、専門医(ただし、本会外科専門医制度における外科専門医に限る、以下同じ)の認定に関する業務を行うとともに、より高度の外科医を育成するための諸制度を検討する。

2 日本専門医機構との協働による専門医制度に関する業務については、日本専門医機構との契約の下で別に定める規則に基づき運用する。

第2章 専門医制度委員会

(設置)

第4条 本会に、前条の業務を管掌するため、専門医制度委員会を置く。

(構成及び運営)

第5条 専門医制度委員会の構成及び運営については、別に定める。

第3章 専門医

第1節 外科臨床修練及び予備試験

(予備試験)

第6条 修練医は、前条に定める修練の開始登録(以下、修練開始登録と略記)を申請した日から満4年以上を経過した後に、別に定める予備試験を受験し、かつ、これに合格した後に、専門医の認定を申請することができる。

2 予備試験を受験しようとする者(以下、予備試験受験者と略記)は、別に定める受験申請書類を提出し、別に定める予備試験受験料を納付する。ただし、既納の予備試験受験料は、いかなる理由があっても返還しない。

3 予備試験は、別に定める予備試験委員会が行う。

第6条は令和8年1月31日をもって廃止(第40条第2項)

第2節 専門医の認定

(初回認定申請者)

第7条 卒後初期臨床研修を平成27年度までに開始し、かつ、初めて専門医の認定を申請する者(以下、初回認定申請者と略記)は、次の各号の資格をすべて満足する者であることを要する。

1) 日本国の医師免許証を有し、医師として的人格及び識見を具えている者であること。

2) 申請時において、本会の会員(以下、会員と略記)であること。

3) 申請時において、修練開始登録を申請した後、通算5年以上、修練を行った者であること。

第7条は令和9年1月31日をもって廃止(第40条第4項)

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度規則 変更案

現行

変更点()

4) 申請時において、前条の修練実施計画を修了した者であること。

5) 申請時において、第7条の予備試験に合格した者であること。

6) 申請時において、別に定める診療経験及び業績を有する者であること。ただし、修練開始登録を申請した期日より前の診療経験又は業績は、本号の診療経験又は業績として算定することができない。

7) 前号の規定にかかわらず、別に定める規定によって修練開始登録の申請を卒後初期臨床研修の開始時に行ったとみなされた者は、卒後初期臨床研修の期間中の臨床経験又は業績を、前号の診療経験又は業績として算定することができる。

2 前年度までに審査を受けたにもかかわらず専門医として認定されなかった者又は専門医の資格を喪失した者であって、改めて専門医の認定を申請する者には、前項の規定を準用する。

3 初回認定申請者は、修練を行った主たる指定施設の指導責任者の許可を受け、別に定める申請書類を提出し、別に定める申請手数料を納付する。ただし、既納の申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

(更新認定申請者)

第8条 更新のため専門医の認定を申請する者（以下、更新認定申請者と略記）は、次の各号の資格をすべて満足する者であることを要する。

1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格及び識見を具えている者であること。

2) 申請時において、専門医であること。

3) 申請時において、過去5年の間に、別に定める研修実績を有する者であること。

4) 申請時において、過去5年の間に、別に定める診療経験を有する者であること。

2 更新認定申請者は、別に定める申請書類を提出し、別に定める申請手数料を納付する。ただし、既納の申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

3 前2項の規定にかかわらず、本会と緊密な関連を有する外科分科領域専門医（以下、関連外科専門医と略記）の資格を有する更新認定申請者は、申請書類の提出及び申請手数料の納付を割愛するため、別に定める申請を行うことができる。

(特例更新認定申請者)

第9条 専門医の資格を喪失した者のうち、前条第2項の申請を行わなかったために資格を喪失した者であって、かつ、資格喪失後、1年以内に専門医の認定を申請する者（以下、特例更新認定申請者と略記）は、申請時において、次の各号の資格をすべて満足する者であることを要する。

1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格及び識見を具えている者であること。

2) 専門医であったことを専門医認定証によって証明できるものであること。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度規則 変更案

現行

変更点()

3) 過去 5 年の間に、別に定める研修実績を有する者であること。

4) 過去 5 年の間に、別に定める診療経験を有する者であること。

(移行認定申請者)

第10条 申請時において、過去 5 年の間に、別に定める診療経験を有する本会認定登録医（以下、認定登録医と略記）は、移行のため専門医の認定を申請することができる。

2 前項の規定によって専門医の認定を申請する者

（以下、移行認定申請者と略記）は、別に定める申請書類を提出し、別に定める申請手数料を納付する。ただし、既納の申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

(認定)

第11条 専門医の認定の業務は、別に定める専門医認定委員会（以下、認定委員会と略記）が行う。

2 認定委員会は、初回認定申請者については、毎年 1 回、別に定める申請書類及び面接試験によって審査を行い、専門医として必要な条件を満足する者を、専門医として認定する。

第11条第2項は令和9年1月31日をもって廃止（第40条第4項）

3 認定委員会は、更新認定申請者及び特例更新認定申請者並びに移行認定申請者については、毎年 1 回、別に定める申請書類及び別に定める規定によって審査を行い、専門医として必要な条件を満足する者を、専門医として認定する。

4 認定委員会は、申請書類に虚偽の記載があると認められたときは、専門医制度委員会及び本会理事会（以下、理事会と略記）の決議を経て、専門医として認定しないことができる。この場合、その申請者に対し、理事会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

5 認定委員会は、前項によって専門医として認定しなかったときは、その者の指導責任者及び所属する施設の長に、その旨を通告する。

6 本条第 4 項の申請書類には、別に定める病歴抄録を含むものとする。

7 専門医として認定された者は、本会理事長（以下、理事長と略記）が定めた期日までに、別に定める認定料を納付しなければならない。ただし、既納の認定料は、いかなる理由があっても返還しない。

(認定証)

第12条 理事長は、理事会の決議を経て、認定委員会が専門医として認定した者に対して、専門医認定証を交付する。

2 専門医認定証の有効期間は、交付の日から 5 年とする。ただし、第15条の規定によって専門医の資格を喪失したときは、専門医認定証の有効期間は、専門医の資格を喪失した日に終わる。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度規則 変更案

現行

変更点()

3 前項の規定にかかわらず、関連外科専門医の資格を有する場合は、専門医認定証の有効期間を、関連外科専門医の認定証の有効期間まで延長することができる。ただし、関連外科専門医の資格を喪失したときは、専門医認定証の有効期間は、関連外科専門医の資格を喪失した日に終わる。

4 理事長は、前項の規定に従って専門医認定証の有効期間を延長したときは、延長通知書を発行する。

5 専門医の英文名称は **Board Certified Surgeon** とし、本人の請求によって、英文の専門医認定証を、別に交付されることができる。本条第2項の規定は、英文の専門医認定証の有効期間の場合に準用する。

(資格の喪失)

第13条 専門医は、次の各号の理由により、認定委員会の決議を経て、その資格を喪失する。ただし、本条の規定にかかわらず、第3号の場合については第16条の定めるところによる。

- 1) 理事長が定めた期日までに認定料を納付しなかったとき。
- 2) 正当な理由を付して専門医としての資格を辞退したとき。
- 3) 専門医の認定を取り消されたとき。
- 4) 本会定款第8条第2項の規定によって退会し、又は同第9条の規定によって除名となり、若しくは同第10条の規定によって会員としての資格を喪失したとき。
- 5) 日本国の医師免許を喪失し、又は返上し、若しくは剥奪されたとき。
- 6) 専門医認定証の交付の日から満5年間を経て、改めて専門医の認定を受けなかったとき。

(資格の取消)

第14条 専門医に専門医としてふさわしくない行為があったとき、又は専門医として不適当と認められたときは、認定委員会、専門医制度委員会及び理事会の決議によって、専門医の認定を取り消すことができる。この場合、その専門医に対し、理事会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 認定登録医

(認定登録医の登録)

第15条 認定委員会は、第8条第1項の規定にかかわらず、同第1号から第3号までの資格を満足する更新認定申請者については、別に定める規定により、認定登録医として登録することができる。

2 認定登録医として登録された者は、理事長が定めた期日までに、別に定める登録料を納付しなければならない。ただし、既納の登録料は、いかなる理由があっても返還しない。

(更新登録申請者)

第16条 更新のため認定登録医の登録を申請する者（以下、更新登録申請者と略記）は、次の各号の資格をすべて満足する者であることを要する。

- 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格及び識見を具えている者であること。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度規則 変更案

現行

変更点()

- 2) 申請時において、認定登録医であること。
- 3) 申請時において、過去5年の間に、別に定める研修実績を有する者であること。

2 更新登録申請者は、別に定める申請書類を提出し、別に定める申請手数料を納付する。ただし、既納の申請手数料はいかなる理由があっても返還しない。

(更新登録)

第17条 認定登録医の更新登録の業務は、認定委員会が行う。

2 認定委員会は、更新登録申請者については、毎年

1回、別に定める申請書類及び別に定める規定によって審査を行い、認定登録医として必要な条件を満足する者を、認定登録医として登録する。

3 認定委員会は、更新登録申請書類に虚偽の記載があると認められたときは、専門医制度委員会及び理事会の決議を経て、認定登録医として登録しないことができる。この場合、その申請者に対し、理事会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

4 認定委員会は、前項によって更新登録申請者を認定登録医として登録しなかったときは、その者の所属する施設の長に、その旨を通告する。

5 本条第2項によって認定登録医として登録された者の登録料は、第15条第2項の規定を準用する。

(特例更新登録申請者)

第18条 認定登録医の資格を喪失した者のうち、前条第2項の申請を行わなかったために資格を喪失した者であつて、かつ、資格喪失後に認定登録医の登録を申請する者（以下、特例更新登録申請者と略記）は、申請時において、次の各号の資格をすべて満足する者であることを要する。

1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格及び識見を具えている者であること。

2) 認定登録医であったことを認定登録医登録証によって証明できる者であること。

3) 過去5年の間に、別に定める研修実績を有する者であること。

(登録証)

第18条 理事長は、理事会の決議を経て、認定委員会が認定登録医として登録した者に対して、認定登録医登録証を交付する。

2 認定登録医登録証の有効期間は、交付の日から5年とする。ただし、第19条の規定によって認定登録医の資格を喪失したときは、認定登録医登録証の有効期間は、認定登録医の資格を喪失した日に終わる。

(資格の喪失)

第19条 認定登録医は、次の各号の理由により、認定委員会の決議を経て、その資格を喪失する。ただし、本条の規定にかかわらず、第3号の場合については第22条の定めるところによる。

1) 理事長が定めた期日までに登録料を納付しなかったとき。

第19条

(以下、条数繰下げ)

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度規則 変更案

現行

変更点()

2) 正当な理由を付して認定登録医としての資格を辞退したとき。

3) 認定登録医の登録を取り消されたとき。

4) 本会定款第8条第2項の規定によって退会し、又は同第9条の規定によって除名となり、若しくは同第10条の規定によって会員としての資格を喪失したとき。

5) 日本国の医師免許を喪失し、又は返上し、若しくは剥奪されたとき。

6) 認定登録医登録証の交付の日から満5年間を経て、改めて認定登録医の登録を受けなかったとき。
(資格の取消)

第20条 認定登録医に認定登録医としてふさわしくない行為があったとき、又は認定登録医として不適当と認められたときは、認定委員会、専門医制度委員会及び理事会の決議によって、認定登録医の登録を取り消すことができる。この場合、その認定登録医に対し、理事会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

第5章 指導医

(初回選定申請者)

第21条 初めて指導医の選定を申請する者（以下、初回選定申請者と略記）は、申請時において、次の各号の資格をすべて満足する者であることを要す

1) 専門医又は認定登録医であること。

2) 引き続き10年以上、会員であり、かつ、外科診療及び外科に関する研究に従事している者であること。

3) 専門医又は従前の社団法人日本外科学会認定医制度規則によって認定された認定医（以下、認定医と略記）として認定を受けた後、通算10年以上、指定施設又は関連施設に勤務し、外科診療に従事した者であること。

4) 別に定める業績及び研修実績を、添付した論文別刷又はこれに代わる複写等及び本会の定期学術集会参加証（写）又は証明書によって証明できる者であること。

5) 別に定める診療経験を有する者であること。

2 前年度までに審査を受けたにもかかわらず指導医として選定されなかった者又は指導医の資格を喪失し、若しくは取り消された者であつて、かつ、改めて指導医の選定を申請する者には、前項の規定を準用する。ただし、指導医の資格を喪失した者のうち、第22条第2項の申請を行わなかったために資格を喪失した者であつて、かつ、資格喪失後、2年以内に指導医の選定を申請する者は、本項の規定にかかわらず、申請時において、第23条第1項各号の資格をすべて満足するものであることを要する。

3 初回選定申請者は、別に定める申請書類を提出し、別に定める申請手数料を納付する。ただし、既納の申請手数料はいかなる理由があつても返還しない。

(更新選定申請者)

2) 引き続き10年以上、会員であり、かつ、専門医又は認定登録医として認定を受けた後、外科診療及び外科に関する研究に従事している者であること。

【削除】

3)
〈以下、号数繰上げ〉

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度規則 変更案

現行

変更点()

第22条 更新のため指導医の選定を申請する者（以下、更新選定申請者と略記）は、申請時において、次の各号の資格をすべて満足する者であることを要する。

- 1) 指導医であること。
- 2) 専門医又は認定登録医であること。
- 3) 指定施設又は関連施設に勤務している者であること。
- 4) 別に定める業績及び研修実績を、添付した論文別刷又はこれに代わる複写等及び本会の定期学術集会参加証（写）又は証明書によって証明できる者であること。
- 5) 別に定める診療経験を有する者であること。

2 更新選定申請者は、別に定める申請書類を提出し、別に定める申請手数料を納付する。ただし、既納の申請手数料はいかなる理由があっても返還しない。
(特例更新選定申請者)

第23条 第21条第2項ただし書の規定によって指導医の選定を申請する者（以下、特例更新選定申請者と略記）は、申請時において、次の各号の資格をすべて満足する者であることを要する。

- 1) 指導医であったことを指導医選定証によって証明できる者であること。
- 2) 専門医又は認定登録医であること。
- 3) 指定施設又は関連施設に勤務している者であること。
- 4) 別に定める業績及び研修実績を、添付した論文別冊又はこれに代わる複写等及び本会の定期学術集会参加証（写）又は証明書によって証明できる者であること。
- 5) 別に定める診療経験を有する者であること。

2 特例更新選定申請者は、別に定める申請書類を提出し、別に定める申請手数料を納付する。ただし、既納の申請手数料はいかなる理由があっても返還しない。
(選定)

第24条 指導医の選定の業務は、別に定める指導医選定委員会（以下、選定委員会と略記）が行う。

2 選定委員会は、初回選定申請者及び更新選定申請者並びに特例更新申請者について、毎年1回、別に定める申請書類によって審査を行い、指導医として必要な条件を満足する者を、指導医として選定する。ただし、選定委員会は、その必要があると認めた場合は、その他の方法による審査を併せて行うことができる。

3 選定委員会は、申請書類に虚偽の記載があると認めたとときは、専門医制度委員会及び理事会の決議を経て、指導医として選定しないことができる。この場合、その申請者に対し、理事会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

4 前項によって指導医として選定されなかった者は、その日から3年間、指導医の選定を申請することができない。

【削除】

~~3) 別に定める業績の概要を報告でき、かつ、研修実績を、添付した論文別刷又はこれに代わる複写等及び本会の定期学術集会参加証（写）又は証明書によって証明できる者であること。~~

4) 〈号数繰上げ〉

【削除】

~~3) 別に定める業績の概要を報告でき、かつ、研修実績を、添付した論文別冊又はこれに代わる複写等及び本会の定期学術集会参加証（写）又は証明書によって証明できる者であること。~~

4) 〈号数繰上げ〉

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度規則 変更案

現行

変更点()

5 選定委員会は、本条第3項の規定によって選定申請者を指導医として選定しなかったときは、その者の所属する施設の長に、その旨を通告する。

6 指導医として選定された者は、理事長が定めた期日までに、別に定める選定料を納付しなければならない。ただし、既納の選定料はいかなる理由があっても返還しない。
(選定証)

第25条 理事長は、理事会の決議を経て、選定委員会が指導医として選定した者に対して、指導医選定証を交付する。指導医選定証の有効期間は、交付の日から5年とする。ただし、第26条の規定によって指導医の資格を喪失したときは、指導医選定証の有効期間は、指導医の資格を喪失した日に終わる。

(資格の喪失)

第26条 指導医は、次の各号の理由により、選定委員会の決議を経て、その資格を喪失する。ただし、本条の規定にかかわらず、第3号の場合については第27条の定めるところによる。

- 1) 理事長が定めた期日までに選定料を納付しなかったとき。
- 2) 正当な理由を付して指導医としての資格を辞退したとき。
- 3) 指導医の選定を取り消されたとき。
- 4) 専門医の認定又は認定登録医の登録を取り消されたとき。
- 5) 指導医選定証の交付の日から満5年間を経て、改めて指導医の選定を受けなかったとき。

(資格の取消)

第27条 指導医に指導医としてふさわしくない行為があったとき、又は指導医として不適当と認められたときは、選定委員会、専門医制度委員会及び理事会の決議によって、指導医としての資格を取り消すことができる。この場合、その指導医に対し、理事会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

第6章 指定施設及び関連施設

(指定申請施設)

第28条 指定施設の指定を申請する診療施設（以下、指定申請施設と略記）は、次の各号の条件をすべて満足する診療施設であることを要する。

- 1) 外科系病床として常時30床を有していること。
- 2) 1名以上の指導医及び2名以上の専門医又は認定登録医が常勤していること。
- 3) 指導医の中から定められた指導責任者のもとに十分な指導体制がとられ、かつ、年間150例以上の外科の手術症例数を有していること。
- 4) 修練実施計画が編成され、かつ、これに基づく修練が可能であること。
- 5) 中央検査室及び中央図書室を有するか、それらに相当する体制があること。
- 6) 病歴の記載及び整理が完備していること。
- 7) 剖検室を有するか、それに相当する剖検の体制があること。

第30条～第37条は令和8年1月31日をもって廃止（第42条第2項）

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度規則 変更案

現行

変更点()

8) 他科との総合カンファレンス及び合併症例又は死亡例に関する合同カンファレンスなどの教育行事が定期的開催され、かつ、その記録が整備されていること。

2 修練評価体制が整備されている指定申請施設は、別に定める申請書類を提出する。

3 本条第1項第4号の修練実施計画には、指定施設及び関連施設を合わせて、修練を行わせることのできる医師の年次別最大数を明記しなければならない

4 前年度までに審査を受けたにもかかわらず指定施設として指定されなかった診療施設又は指定施設の資格を喪失した診療施設であって、改めて指定施設の指定を申請する診療施設には、本条第1項の規定を準用する。

5 指定申請施設は、修練の一部を行わせるために必要があるときは、第29条に定める条件をすべて満足する診療施設を関連施設として、承諾することができる。

(関連申請施設)

第29条 関連施設の指定を申請する診療施設（以下、関連申請施設と略記）は、次の各号の条件をすべて満足する診療施設であることを要する。

1) 指定施設の指導責任者が関連施設として必要と認めていること。

2) 指定施設の指導責任者から関連施設の指定を受けることに関する承諾を得ていること。

3) 指導医、外科専門医更新を1回以上経た外科専門医（以下、専門研修指導医と略記）、関連外科専門医又は本会と緊密な関連を有する外科分科領域の学会の認定した指導医（以下、関連外科指導医と略記）が1名以上常勤していること。なお、関連外科専門医及び関連外科指導医は本会会員であること。

4) 前号の中から定められた指導責任者のもとに十分な指導体制がとられ、かつ、年間50例以上の外科の手術症例数を有していること。

5) 指定施設の指導責任者の編成した修練実施計画に基づく修練の一部を行わせることが可能であること

2 関連申請施設は、別に定める申請書類を提出する。

3 前年度までに審査を受けたにもかかわらず関連施設として指定されなかった診療施設又は関連施設の資格を喪失した診療施設であって、改めて関連施設の指定を申請する診療施設には、本条第1項の規定を準用する。

4 前年度までに審査を受けたにもかかわらず指定施設として指定されなかった診療施設又は指定施設の資格を喪失した診療施設であって、関連施設の指定を申請する診療施設には、本条第1項の規定を準用する。

(指定)

第30条 指定施設及び関連施設の指定の業務は、別に定める指定施設指定委員会（以下、指定委員会と略記）が行う。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度規則 変更案

現行

変更点()

2 指定委員会は、指定施設については、毎年1回、別に定める申請書類によって審査を行い、指定施設として必要な条件を満足する施設を、指定施設として指定する。

3 指定委員会は、関連施設については、毎年1回、別に定める申請書類によって審査を行い、関連施設として必要な条件を満足する施設を、関連施設として指定する。

4 指定委員会は、本条第3項にかかわらず、そのつど、別に定める申請書類によって審査を行い、関連施設としてふさわしい施設を、関連施設として暫定的に指定（以下、仮指定と略記）することができる。

5 指定委員会は、前項によって関連施設として仮指定された診療施設が、仮指定の有効期間が終了した後、仮指定の有効期間中に、次の各号の条件をすべて満足していたことを確認した場合は、仮指定の有効期間を、関連施設証の有効期間に加算することができる。

1) 指導医、専門研修指導医、関連外科専門医又は関連外科指導医が1名以上常勤していたこと。なお、関連外科専門医及び関連外科指導医は本会会員であること。

2) 前号の中から定められた指導責任者のもとに十分な指導体制がとられ、かつ、週1例以上の外科の手術症例数を有していたこと。

3) 1名以上の修練医が、指定施設の指導責任者の編成した修練実施計画に基づく修練の一部を行ったこと。

4) その他指定委員会が必要と認めた条件を充たしたこと。

(指定施設の報告)

第31条 指定施設は、毎年8月31日までに、次の各号の事項を、指定委員会に報告しなければならない。

- 1) 名称
- 2) 住所、連絡先
- 3) 勤務医師名簿
- 4) 指導体制
- 5) その他指定委員会が必要と認めた事項

(指定証)

第32条 理事長は、理事会の決議を経て、指定委員会が指定施設として指定した指定申請施設に対して、指定施設証を交付する。

2 指定施設証の有効期間は、交付の日から3年とする。ただし、第34条第1項の規定によって指定施設の資格を喪失したときは、指定施設証の有効期間は、指定施設の資格を喪失した日に終わる。

(関連証)

第33条 理事長は、理事会の決議を経て、指定委員会が関連施設として指定した関連申請施設に対して、関連施設証を交付する。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度規則 変更案

現行

変更点()

2 関連施設証の有効期間は、交付の日から1年とする。ただし、関連施設の指定を受けることに関して承諾した指導責任者の属する指定施設が、第36条第1項の規定によって指定施設の資格を喪失したときは、当該関連施設の関連施設証の有効期間は、当該指定施設の資格を喪失した日に終わる。

(資格の喪失)

第34条 指定施設は、次の各号の理由により、指定委員会の決議を経て、その資格を喪失する。ただし、本条の規定にかかわらず、本項第3号の場合については第35条第1項の定めるところによる。

1) 第28条第1項各号の条件のいずれかを満足しなくなったとき。

2) 正当な理由を付して指定施設としての資格を辞退したとき。

3) 指定施設の指定を取り消されたとき。

4) 指定施設証の交付の日から満3年間を経て、改めて指定施設の指定を受けなかったとき。

2 前項第1号に該当するときは、当該指定施設の指導責任者は、直ちに指定委員会に届け出なければならない。

3 関連施設は、次の各号の理由により、指定委員会の決議を経て、その資格を喪失する。ただし、本条の規定にかかわらず、本項第4号の場合については第35条第2項の定めるところによる。

1) 第29条第1項各号の条件のいずれかを満足しなくなったとき。

2) 関連施設の指定を受けることに関して承諾した指導責任者の属する指定施設が、本条第1項の規定によって資格を喪失したとき。

3) 正当な理由を付して関連施設としての資格を辞退したとき。

4) 関連施設の指定を取り消されたとき。

5) 関連施設証の交付の日から満1年間を経て、有効期間が終了した後、改めて関連施設の指定を受けなかったとき。

(資格の取消)

第35条 指定施設に指定施設として不相当と認められる理由のあったときは、指定委員会、専門医制度委員会及び理事会の決議によって、指定施設の指定を取り消すことができる。この場合、その指定施設の指導責任者又はその代理人に対し、理事会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

2 関連施設に関連施設として不相当と認められる理由のあったときは、指定委員会、専門医制度委員会及び理事会の決議によって、関連施設の指定を取り消すことができる。この場合、その関連施設の指導責任者又はその代理人に対し、理事会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

第7章 規則の変更及び廃止

(規則の変更)

第36条 この規則は、専門医制度委員会及び理事会の決議を経、かつ、社員総会の決議を受けて変更することができる。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度規則 変更案

現行

変更点()

(規則の廃止)

第37条 この規則は、専門医制度委員会及び理事会の決議を経、かつ、社員総会の決議を受けて廃止することができる。

第8章 補則

(補則)

第38条 この規則を施行するために必要な事項は、別に定める。

(会員への公告)

第39条 この規則の施行に関して、理事長又は理事会若しくは当該委員会によって決定された事項は、機関誌又は会告によって会員に公告する。

(経過措置)

第40条 従前の社団法人日本外科学会認定医制度規則の廃止(平成19年2月27日廃止)にかかわらず、認定医の認定医認定証は、その有効期間にかかわらず、終身にわたって有効とする。ただし、本会定款第10条の規定によって会員としての資格を喪失したときは、認定医認定証の有効期間は、会員の資格を喪失した日に終わる。

2 本会は、令和8年1月31日をもって、予備試験の業務を終えて、第6条を廃止する。

3 本会は、令和8年12月31日をもって、指定施設及び関連施設の指定を終えて、第28条から第35条を廃止する。

4 本会は、令和9年1月31日をもって、専門医の初回認定を終えて、第7条及び第11条2項を廃止する。

(インターネットによる手続き及び申請書類の提出)

第41条 この規則に定める申請手続き及び申請書類の提出については、インターネットを介するものを含むこととする。

附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規則は、平成25年2月1日から変更する。

3 この規則は、平成25年4月10日から変更する。

4 この規則は、平成26年4月2日から変更する。

5 この規則は、平成27年4月15日から変更する。

6 この規則は、平成28年4月13日から変更する。

7 この規則は、平成29年4月26日から変更する。

8 この規則は、令和6年4月17日から変更する。

9 この規則は、令和7年4月9日から変更する。

10 この規則は、令和8年4月22日から変更する。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定 変更案

現行

変更点()

第1章 総則

第1条 一般社団法人日本外科学会（以下、本会と略記）外科専門医制度における外科専門医の認定及び認定登録医の登録に関する業務は、本会外科専門医制度規則（以下、規則と略記）に定められたことのほかは、この規定によって行う。

第2条 前条の業務を実施するため、全国を次の7地区に区分する。

- 1) 北海道地区（北海道）
- 2) 東北地区（青森，岩手，宮城，秋田，山形及び福島各県）
- 3) 関東地区（東京，茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉，神奈川，新潟及び山梨各都県）
- 4) 中部地区（富山，石川，福井，長野，岐阜，静岡，愛知及び三重各県）
- 5) 近畿地区（京都，大阪，滋賀，兵庫，奈良及び和歌山各府県）
- 6) 中国・四国地区（島根，鳥取，岡山，広島，山口，徳島，香川，愛媛及び高知各県）
- 7) 九州地区（福岡，佐賀，長崎，熊本，大分，宮崎，鹿児島及び沖縄各県）

第2章 予備試験

第3条 予備試験は、申請時において、修練開始登録を申請した日から満4年以上を経過した後でなければ、受験することができない。

2 予備試験受験者は、修練を行った主たる指定施設の指導責任者の許可を受け、次の各号の予備試験受験申請書類を、予備試験を受けようとする年の6月10日午後5時までに必ず到着するよう、予備試験委員会に提出しなければならない。

- 1) 受験願書
- 2) 履歴書

3 予備試験委員会は、前項の予備試験受験申請書類を受理したときは、前項の指導責任者に対して、その予備試験受験者に予備試験の受験を許可したことを確認する。

4 予備試験委員会は、前項の許可を確認したときは、その予備試験受験者に対して、本条第2項の指導責任者が予備試験の受験を許可したことを確認したことを通知する。

5 予備試験受験者は、前項の通知を受けたときは、予備試験委員会が定めた期日までに、予備試験受験料として10,000円を納付し、かつ、本条第2項の指導責任者が受験者本人であることを押印によって承認した顔写真を予備試験委員会に提出しなければならない。

6 予備試験委員会は、毎年1回、受験申請書類及び筆記試験によって審査を行い、外科診療に必要とされる基礎的知識を臨床に应用することができ、かつ、外科診療に必要とされる検査、処置及び麻酔の手技を臨床に应用できると判定された者を、予備試験の合格者として決定する。

第3条～第9条は令和8年1月31日をもって廃止（第45条第1項）

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定 変更案

現行

変更点()

7 理事長は、理事会の決議を経て、予備試験委員会が予備試験の合格者として決定した者に対して、予備試験合格証を交付する。

8 予備試験合格証は、終身にわたって有効とする。ただし、予備試験の合格者である会員が本会定款第8条第2項の規定によって退会し、又は同第9条の規定によって除名となり、若しくは同第10条の規定によって会員の資格を喪失したときは、予備試験合格証の有効期間は、それぞれ、退会した日、又は除名となった日、若しくは会員の資格を喪失した日に終わる。

9 前年度までに予備試験を受験したにもかかわらず合格しなかった者は、本条第2項から第5項の手続きを経て、改めて予備試験を受験することを妨げない。

第4条 予備試験委員会の委員長（以下、予備試験委員長と略記）及び副委員長は、認定委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。

第5条 予備試験委員会は、毎年、合議によって、次の年度の予備試験の開催地及び試験場その他の要項を決定し、機関誌及び会告によって会員に公告する。

第6条 予備試験委員会は、第3条第2項の期日までに提出された予備試験受験申請書類について、不備のないことを確認する。

2 予備試験委員会は、前項の予備試験受験申請書類を、受理した日から1年間、日本外科学会事務所（以下、事務所と略記）に保管する。

第7条 予備試験委員会は、その年度の予備試験の受験者について、予備試験受験申請書類及び筆記試験によって審査を行う。

2 予備試験は、毎年8月、第4日曜日に実施する。ただし、やむを得ない理由があるときは、予備試験委員会の議決により、予備試験の期日を変更し、又は追加することを妨げない。

3 予備試験の筆記試験の試験問題は、試験問題検討委員会及び試験問題検討小委員会が作成し、専門医認定委員会が承認したものとする。

第8条 予備試験の業務は、予備試験受験申請が行われた年度内に完了しなければならない。

第9条 予備試験委員会は、公開しない。

2 前項の規定にかかわらず、予備試験の受験者から請求があった場合は、予備試験の筆記試験の採点結果の一部を開示することができる。

第3章 専門医の審査と認定

第10条 初回認定申請者は、修練を行った主たる指定施設の指導責任者の許可を受け、審査を受けようとする年の6月10日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類（以下、初回認定申請書類と略記）を認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 初回認定申請書
- 2) 履歴書（修練開始登録年月日を含む）

第10条～第12条は令和9年1月31日をもって廃止（第45条第2項）

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定 変更案

現行

変更点()

- 3) 医師免許証 (写)
- 4) 指定施設の指導責任者の発行した修練実施計画の修了証明書
- 5) 予備試験合格証 (写)
- 6) 診療経験一覧表及び業績目録

2 認定委員会は、前項の初回認定申請書類を受理したときは、前項第4号の指導責任者に対して、その初回認定申請者に面接試験の受験を許可したことを確認する。

3 認定委員会は、前項の許可を確認したときは、その初回認定申請者に対して、本条第1項第4号の指導責任者が面接試験の受験を許可したことを確認したことを通知する。

4 初回認定申請者は、前項の通知を受けたときは、認定委員会が定めた期日までに、初回申請手数料として20,000円を納付し、かつ、本条第1項第4号の指導責任者が初回認定申請者本人であることを押印によって承認した顔写真及び業績の証拠資料を認定委員会に提出しなければならない。

第11条 初回認定申請者は、申請時において、次の各号の修練の実績を有していなければならない。

1) 診療経験

修練開始登録を申請した後に、本号に定めるすべての手術例数を含み、かつ、別に定める350例以上の手術に従事し、そのうち術者として120例以上の手術を行っていること。ただし、専門医制度委員会が定めた講習受講単位をもって、手術例数に読み替えることができる。

- イ) 消化管及び腹部内臓 50例
- ロ) 乳腺 10例
- ハ) 呼吸器 10例
- ニ) 心臓及び大血管 10例
- ホ) 頭蓋内血管を除く末梢血管 10例
- ヘ) 頭頸部及び体表並びに内分泌外科 10例
- ト) 小児外科 10例
- チ) 外傷 10例
- リ) 腹腔鏡及び胸腔鏡を含む内視鏡手術 10例

2) 業績

修練開始登録を申請した後に、筆頭者として、学術集会又は学術刊行物に研究発表又は論文発表日本外科学会外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定をしていること。ただし、本号に定める業績は、すべて認定委員会の審査によって、適当と認められた学術集会又は学術刊行物に発表されたものでなければならない。

2 前項第1号の診療経験を証明するため、平成22年12月31日付の手術までは、手術経験と対応する病歴抄録を作成しなければならないが、平成23年1月1日付の手術からは、一般社団法人National Clinical Database (以下、NCD と略記) のデータベースに、NCDの診療科長又はデータ責任者の承認を経て、登録されていない。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定 変更案

現行

変更点()

第12条 初回認定申請者の指導責任者は、認定委員会の要請を受けたときは、初回認定申請者についての意見書を、認定委員会に提出しなければならない。

第4章 専門医の更新の審査と認定

第13条 更新認定申請者は、審査を受けようとする年の8月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類（以下、更新認定申請書類と略記）を認定委員会に提出し、認定委員会が定めた期日までに、更新申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

- 1) 更新認定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 医師免許証（写）
- 4) 専門医認定証（写）
- 5) 別に定める研修実績証明書類（写）及び研修実績目録
- 6) 診療経験一覧表

第14条 更新認定申請者は、申請時において、次の各号の診療経験及び研修実績を有していなければならない。

1) 診療経験
過去5年の間に、100例以上の手術に従事していること。

2) 研修実績
過去5年の間に、本会定期学術集會に、1回以上、出席したことを必須とし、かつ、以下に掲げるものに出席し、合計して30単位以上の研修実績を有していること。ただし、本号に定める単位は、各々の1回の出席について所定の単位を算定するものとし、かつ、すべて参加証（写）又は証明書によって出席したことを証明できるものでなければならない。

- イ) 本会定期学術集會 10単位
- ロ) 本会卒後教育セミナー 10単位
- ハ) 本会生涯教育セミナー 5単位
- ニ) 本会臨床研究セミナー 5単位
- ホ) 本会定期学術集會で指定する特別企画 3単位
- ヘ) 日本臨床外科学会 5単位
- ト) 日本消化器外科学会 5単位
- チ) 日本胸部外科学会 5単位
- リ) 日本小児外科学会 5単位
- ヌ) 日本心臓血管外科学会 5単位
- ル) 日本呼吸器外科学会 5単位
- ヲ) 日本血管外科学会 5単位
- ワ) 日本内分泌外科学会 5単位
- カ) 日本乳癌学会 5単位
- ヨ) 日本甲状腺外科学会 5単位
- タ) 日本医学会 5単位
- レ) 本号へから夕までに掲げた学会の生涯研修等の教育行事 5単位
- ソ) 本号レ以外で日本専門医機構の認定を受けて学会及び医師会等が開催する専門医共通講習及び外科領域講習 3単位

第13条 更新認定申請者は、審査を受けようとする年の7月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類（以下、更新認定申請書類と略記）を認定委員会に提出し、認定委員会が定めた期日までに、更新申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

【システム上で確認できるため削除】
【システム上で確認できるため削除】

3) 〈以下、号数繰上げ〉

【2018年に解散しているため削除】

ヨ) 日本医学会 5単位
レ) 本号へからヨまでに掲げた学会の生涯研修等の教育行事 5単位

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定 変更案

現行

変更点()

ツ) 日本専門医機構の認定を受けて医療機関等が開催する専門医共通講習及び外科領域講習 1単位
2 前項第1号の診療経験を証明するため、平成23年1月1日付の手術からは、NCDのデータベースに、NCDの診療科長又はデータ責任者の承認を経て、登録されていない。

3 本条第1項の規定にかかわらず、天災その他やむを得ない理由のため、更新認定申請者が前項第2号の研修単位の一部又は全部を証明できないときは、天災については公的機関の発行した被災証明書又はこれに準ずる証書(以下、証書と略記)、その他については証明できない理由の説明書(以下、説明書と略記)を添付した更新認定申請書類を提出することができる。

4 認定委員会は、証書又は説明書を添付した更新認定申請書類を受理したときは、証書又は説明書について審査し、証書又は説明書の理由を正当と認めるときに限って、専門医として認定することができる。

5 本条第1項に規定された診療経験及び研修実績は、申請時から遡って5年前の2月1日以降に従事した手術及び開催された学術集会等から算定することができる。

第15条 前2条の規定にかかわらず、関連外科専門医の資格を有する更新認定申請者は、審査を受けようとする年の8月31日の午後5時までに必ず到着するように、関連外科専門医の認定証(写)を認定委員会に提出することにより、専門医認定証の有効期間と、関連外科専門医の有効期間が同一の場合は、更新認定申請書類の提出及び更新申請手数料の納付を割愛することができる、専門医認定証の有効期間と、関連外科専門医の有効期間が異なる場合は、専門医認定証の有効期間を、関連外科専門医の認定証の有効期間まで延長することができる。

2 前項の規定により、更新認定申請書類の提出及び更新申請手数料の納付を割愛した更新認定申請者は、関連外科専門医を更新した場合は、直ちに認定委員会に報告しなければならない、関連外科専門医を更新しなかった場合は、認定委員会が定めた期日までに、第14条の更新認定申請書類を認定委員会に提出し、更新申請手数料として10,000円を納付しなければならない。前条各号の規定は、この場合に準用する。

3 認定委員会は、前項の規定により、更新認定申請書類の提出及び更新申請手数料の納付を割愛した更新認定申請者から、関連外科専門医の更新の報告を受けたときは、専門医として認定することができる。

3 本条第1項の規定にかかわらず、過去に外科専門医を3回以上更新した更新認定申請者は、本会が指定する手術手技に関する動画を視聴し、かつ、試験を受けることで、前項第1号の診療経験の代わりとすることができ、その証明書を添付した更新認定申請書類を提出することができる。

4 本条第1項の規定にかかわらず、天災その他やむを得ない理由のため、更新認定申請者が**本条第2**項第2号の研修単位の一部又は全部を証明できないときは、天災については公的機関の発行した被災証明書又はこれに準ずる証書(以下、証書と略記)、その他については証明できない理由の説明書(以下、説明書と略記)を添付した更新認定申請書類を提出することができる。

5
(以下、項数繰下げ)

第15条 前2条の規定にかかわらず、関連外科専門医の資格を有する更新認定申請者は、審査を受けようとする年の**7**月31日の午後5時までに必ず到着するように、関連外科専門医の認定証(写)を認定委員会に提出することにより、専門医認定証の有効期間と、関連外科専門医の有効期間が同一の場合は、更新認定申請書類の提出及び更新申請手数料の納付を割愛することができる、専門医認定証の有効期間と、関連外科専門医の有効期間が異なる場合は、専門医認定証の有効期間を、関連外科専門医の認定証の有効期間まで延長することができる。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定 変更案

現行

変更点()

第16条 特例更新認定申請者は、審査を受けようとする年の8月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類（以下、特例更新認定申請書類と略記）を認定委員会に提出し、認定委員会が定めた期日までに、特例更新申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

- 1) 特例更新認定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 別に定める研修実績証明書類（写）及び研修実績目録
- 4) 診療経験一覧表

第17条 特例更新認定申請者は、申請時において、過去5年の間に、第14条第1項第2号に定める研修実績を有していなければならない。第14条第3項から第5項の規定は、この場合に準用し、これらの条文中「特例更新認定申請者」と読み替えるものとする。

第5章 認定登録医から外科専門医への移行の審査と認定

第18条 移行認定申請者は、審査を受けようとする年の8月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類（以下、移行認定申請書類と略記）を認定委員会に提出し、認定委員会が定めた期日までに、移行申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

- 1) 移行認定申請書
 - 2) 履歴書
 - 3) 診療実績一覧表
- 2 移行認定申請者は、申請時において、第14条第1項第1号の診療経験を有していなければならない。

第6章 認定登録医の更新の審査と認定

第19条 更新登録申請者は、審査を受けようとする年の8月31日の午後5時までに到着するよう、次の各号の申請書類（以下、更新登録申請書類と略記）を認定委員会に提出し、認定委員会が定めた期日までに、更新登録申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

- 1) 更新登録申請書
- 2) 履歴書
- 3) 別に定める研修実績証明書類（写）及び研修実績目録

第20条 更新登録申請者は、申請時において、過去5年の間に、第14条第1項第2号に定める研修実績を有していなければならない。第14条第3項から第5項の規定は、この場合に準用し、これらの条文中「更新認定申請者」とあるのは「更新登録申請者」と読み替えるものとする。

第16条 特例更新認定申請者は、審査を受けようとする年の7月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類（以下、特例更新認定申請書類と略記）を認定委員会に提出し、認定委員会が定めた期日までに、特例更新申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

第17条 特例更新認定申請者は、申請時において、過去5年の間に、第14条第1項第2号に定める研修実績を有していなければならない。第14条第3項から第6項の規定は、この場合に準用し、これらの条文中「特例更新認定申請者」と読み替えるものとする。

第18条 移行認定申請者は、審査を受けようとする年の7月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類（以下、移行認定申請書類と略記）を認定委員会に提出し、認定委員会が定めた期日までに、移行申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、過去に外科専門医を3回以上更新した移行認定申請者は、本会が指定する手術手技に関する動画を視聴し、かつ、試験を受けることで、第14条第1項第1号の診療経験の代わりとすることができ、その証明書を添付した移行認定申請書類を提出することができる。

第19条 更新登録申請者は、審査を受けようとする年の7月31日の午後5時までに到着するよう、次の各号の申請書類（以下、更新登録申請書類と略記）を認定委員会に提出し、認定委員会が定めた期日までに、更新登録申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

第20条 更新登録申請者は、申請時において、過去5年の間に、第14条第1項第2号に定める研修実績を有していなければならない。第14条第4項から第6項の規定は、この場合に準用し、これらの条文中「更新認定申請者」とあるのは「更新登録申請者」と読み替えるものとする。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定 変更案

現行

変更点()

第7章 認定委員会

第21条 理事長は、理事会の決議を経て、認定委員会を組織する委員（以下、認定委員と略記）を、本会代議員（以下、代議員と略記）の中から選任する。

2 理事長は、理事会の決議を経て、認定委員会の業務を補佐する委員（以下、認定実行委員と略記）を、専門医の中から選任する。

第22条 認定委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 認定実行委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第23条 認定委員会の委員長及び副委員長は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

第24条 認定委員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の決議を経て、認定委員を補充することができる。

2 認定実行委員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の決議を経て、認定実行委員を補充することができる。

3 補充によって選任された認定委員及び認定実行委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第25条 予備試験委員は、認定委員をもって充て、予備試験実行委員は、認定実行委員をもって充てる。第21条から前条までの規定は、この場合に準用し、これらの条文中「認定委員会」とあるのは「予備試験委員会」、「認定委員」とあるのは「予備試験委員」、「認定実行委員」とあるのは「予備試験実行委員」と、それぞれ読み替えるものとする。

第26条 認定委員及び認定実行委員の定数は、理事会の決議を経て、理事長が決定する。

第27条 認定委員会は、毎年、合議によって、次の年度の専門医の認定及び認定登録医の登録の業務に関する要綱を決定し、機関誌及び会告によって会員に公告する。

第21条 特例更新登録申請者は、審査を受けようとする年の7月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類（以下、特例更新登録申請書類と略記）を認定委員会に提出し、認定委員会が定めた期日までに、特例更新登録手数料として10,000円を納付しなければならない。

1) 特例更新登録申請書

2) 履歴書

3) 別に定める研修実績証明書類（写）及び研修実績目録

第22条 特例更新認定申請者は、申請時において、過去5年の間に、第14条第1項第2号に定める研修実績を有していなければならない。第14条第4項から第6項の規定は、この場合に準用し、これらの条文中「更新認定申請者」とあるのは「特例更新登録申請者」と読み替えるものとする。

第23条

〈以下、条数繰下げ〉

第25条は令和8年1月31日をもって廃止（第45条第1項）

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定 変更案

現行

変更点()

第28条 認定委員会は、第10条、第13条、第15条、第16条、第18条及び第19条に定める申請期日までに提出された初回認定申請書類、更新認定申請書類、特例更新認定申請書類、移行認定申請書類及び更新登録申請書類について、不備のないことを確認する。

2 認定委員会は、初回認定申請書類、更新認定申請書類、特例更新認定申請書類、移行認定申請書類及び更新登録申請書類を、事務所に、受理した日から1年間、保管する。

3 認定委員会は、保管した初回認定申請書類を、試験委員の審査に供する。

4 認定委員会は、初回認定申請者及び更新認定申請者若しくは専門医のうち、認定委員会が必要と認めた場合、現地調査を行うものとし、当該初回認定申請者及び更新認定申請者若しくは専門医はこれに協力しなければならない。

5 認定委員会は、前項の現地調査に協力しない初回認定申請者及び更新認定申請者若しくは専門医に対して、専門医の申請又は認定を取り消すことができる。本項は規則第15条を準用する。

6 規則第11条第4項によって専門医として認定されなかった者は、その日から3年間、専門医の認定を申請することができない。

第29条 認定委員会委員長（以下、認定委員長と略記）は、認定委員会の決議を経て、その年度の審査を行うために必要な試験委員の数を決定する。

2 認定委員長は、認定委員会の決議を経て、試験委員を選任する。

3 試験委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 試験委員に欠員を生じたときは、認定委員長は、認定委員会の決議を経て、試験委員を補充することができる。

5 補充によって選任された試験委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第30条 認定委員長は、審査期間の間、試験本部を設置し、試験業務を統括し、試験を円滑に実施するとともに、試験場の設営及び初回認定申請書類の管理を行う。

第31条 認定委員会副委員長は、認定委員長を補佐し、認定委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

第32条 試験委員は、初回認定申請者について、申請書類及び面接試験によって審査を行う。

第33条 認定委員会は、試験委員会の審査を経た初回認定申請者について審査を行う。

2 認定委員会は、更新認定申請者、特例更新認定申請者、移行認定申請者及び更新登録申請者について審査を行う。

第30条 認定委員会は、第10条、第13条、第15条、第16条、第18条、~~及び~~第19条、第21条に定める申請期日までに提出された初回認定申請書類、更新認定申請書類、特例更新認定申請書類、移行認定申請書類~~及び~~更新登録申請書類~~及び~~特例更新登録申請書類について、不備のないことを確認する。

2 認定委員会は、初回認定申請書類、更新認定申請書類、特例更新認定申請書類、移行認定申請書類~~及び~~更新登録申請書類~~及び~~特例更新登録申請書類を、事務所に、受理した日から1年間、保管する。

【令和9年1月31日をもって削除】

3
〈以下、項数繰上げ〉

第29条～第30条は令和9年1月31日をもって廃止（第45条第2項）

第32条～第33条は令和9年1月31日をもって廃止（第45条第2項）

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定 変更案

現行

変更点()

3 認定試験は、毎年11月、第1日曜日に実施する。ただし、やむを得ない理由があるときは、認定委員会の決議により、認定試験の期日を変更し、又は追加することを妨げない。

4 専門医の認定及び認定登録医の登録の業務は、申請が行われた年の年度内に完了しなければならない。

第34条 認定委員会は、公開しない。

第35条 認定委員会は、認定委員長が招集する。ただし、委員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して認定委員会の開催を請求されたときは、認定委員長は直ちに臨時委員会を招集しなければならない。

第36条 認定委員会は、認定委員現在数の過半数が出席しなければ、開会することができない。

第37条 認定委員会の議事は、出席した認定委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、認定委員長の決するところによる。

第38条 やむを得ない理由のために認定委員会に出席できない認定委員は、あらかじめ通知された事項について、文書をもって表決し、又は他の認定委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の適用については、出席したものとみなす。

第8章 認定料及び登録料等

第39条 規則第11条第2項によって専門医として認定された者の認定料は、40,000円とする。

2 規則第11条第3項によって専門医として認定された者の認定料は、10,000円とする。

3 規則第15条及び第17条によって認定登録医として登録された者の登録料は、10,000円とする。

第40条 氏名変更又は天災並びに毀損その他やむを得ない理由のため、予備試験合格証、専門医認定証、認定登録医登録証又は認定医認定証の再交付を求めるときは、氏名変更については公的機関の発行した証明書、天災については公的機関の発行した被災証明書又は証書、毀損についてはその予備試験合格証、専門医認定証、認定登録医登録証又は認定医認定証、その他については再交付を申請する理由の説明書を添付して申請することができる。

2 理事長は、前項による申請を受理したときは、理由を正当と認めたときに限って、予備試験合格証、専門医認定証、認定登録医登録証、又は認定医認定証を再交付する。

3 前項の規定によって予備試験合格証、専門医認定証、認定登録医登録証、又は認定医認定証が再交付されたときは、直ちに再交付手数料として10,000円を納付しなければならない。

第39条第1項は令和9年1月31日をもって廃止（第45条第2項）

3 規則第15条及び第17条並びに第18条によって認定登録医として登録された者の登録料は、10,000円とする。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定 変更案
現行 **変更点()**

4 予備試験の合格，専門医の認定，認定登録医の登録，及び認定医の認定を証明する証明書の発行又は規則第12条第4項による延長通知書の再発行並びに規則第12条第5項による英文の専門医認定証の交付を求めるときは，証明書発行手数料として1部あたり500円を納付しなければならない。

5 既納の再交付手数料及び証明書発行手数料は，いかなる理由があっても返還しない。

第9章 期日の特例

第41条 規則及びこの規定に規定された期日が土曜日，日曜日又は祝日であるときは，次の月曜日と読み替えるものとする。

第10章 規定の変更と疑義の処理

第42条 この規定は，専門医制度委員会及び理事会の決議によって変更することができる。

第43条 この規定の施行について疑義を生じたときは，専門医制度委員会及び理事会の決議によって決する。

第44条 この規定に定める申請手続き及び申請書類の提出については，インターネットを介するものを含むこととする。

第45条 本会は，令和8年1月31日をもって，予備試験の業務を終えて，第3条から第9条及び第25条を廃止する。

2 本会は，令和9年1月31日をもって，専門医の初回認定を終えて，第10条から第12条，第28条第3項，第29条から第30条，第32条から第33条及び第39条第1項を廃止する。

附 則

1 この規則は，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規則は，平成25年2月1日から変更する。

3 この規則は，平成25年4月10日から変更する。

4 この規則は，平成26年4月2日から変更する。

5 この規則は，平成28年4月13日から変更する。

6 この規則は，平成29年4月26日から変更する。

7 この規則は，平成30年4月4日から変更する。

8 この規則は，令和6年4月17日から変更する。

9 この規則は，令和7年4月9日から変更する。

10 この規則は，令和8年4月22日から変更する。

一般社団法人日本外科学会外科専門医制度の指導医に関する施行規定 変更案

現行

変更点(____)

第1章 総則

第1条 一般社団法人日本外科学会（以下、本会と略記）外科専門医制度における指導医の選定に関する業務は、本会外科専門医制度規則（以下、規則と略記）に定められたことのほかは、この規定によって行う。

第2条 前条の業務を実施するため、全国を次の7地区に区分する。

- 1) 北海道地区（北海道）
- 2) 東北地区（青森，岩手，宮城，秋田，山形及び福島各県）
- 3) 関東地区（東京，茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉，神奈川，新潟及び山梨各都県）
- 4) 中部地区（富山，石川，福井，長野，岐阜，静岡，愛知及び三重各県）
- 5) 近畿地区（京都，大阪，滋賀，兵庫，奈良及び和歌山各府県）
- 6) 中国・四国地区（島根，鳥取，岡山，広島，山口，徳島，香川，愛媛及び高知各県）
- 7) 九州地区（福岡，佐賀，長崎，熊本，大分，宮崎，鹿児島及び沖縄各県）

第2章 指導医の審査と選定

第3条 初回選定申請者は、審査を受けようとする年の5月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類（以下、初回選定申請書類と略記）を、選定委員会に提出し、選定委員会が定めた期日までに、初回申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

- 1) 初回選定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 専門医認定証（写）又は認定登録医登録証（写）
- 4) 現在所属する診療施設の施設長又は指導責任者の発行した勤務証明書
- 5) 論文別刷又はこれに代わる複写等を添付した業績目録
- 6) 本会の定期学術集会参加証（写）又は証明書
- 7) 診療経験一覧表

第4条 初回選定申請者は、規則第23条第1項第3号に規定された「通算10年以上」の勤務期間の中、少なくとも通算3年以上は指定施設に勤務して、臨床外科診療に従事した者でなければならない。

第5条 初回選定申請者は、申請時において、次の各号の業績及び研修実績並びに診療経験を有していなければならない。

- 1) 業績として、専門医又は認定医の認定を受けた後に、本会および次に掲げた学会の機関誌又はこれに準ずると選定委員会が認めた学術刊行物に、5篇以上の外科学に関する研究論文を、筆頭者として発表している者であること。
 - イ) 日本臨床外科学会
 - ロ) 日本消化器外科学会
 - ハ) 日本胸部外科学会
 - ニ) 日本小児外科学会
 - ホ) 日本心臓血管外科学会
 - ヘ) 日本呼吸器外科学会

【システム上で確認できるため削除】

【削除】

3)

〈以下、号数繰上げ〉

【削除】

第4条

〈以下、条数繰上げ〉

1) 業績として、専門医又は認定登録医の認定を受けた後に、本会および次に掲げた学会の機関誌又はこれに準ずると選定委員会が認めた学術刊行物に、5篇以上の外科学に関する研究論文を、筆頭者として発表している者であること。

一般社団法人日本外科学会外科専門医制度の指導医に関する施行規定 変更案

現行

変更点(____)

- ト) 日本血管外科学会
- チ) 日本内分泌外科学会
- リ) 日本乳癌学会
- ヌ) 日本甲状腺外科学会

2) 研修実績として、専門医又は認定医の認定を受けた後に、5回以上、本会の定期学術集會に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる者であること。

3) 診療経験として、専門医又は認定医の認定を受けた後に、500例以上の手術に従事し、かつ、そのうち術者として150例以上の経験を有する者であること。

2 前項第2号の規定にかかわらず、初回選定申請者は、専門医又は認定医の認定を受けた後に、本会卒後教育セミナーを受講したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる場合は、これを前項第2号の参加回数に加算することができる。ただし、春季に行われた本会卒後教育セミナーについては、その年度の本会の定期学術集會に出席することができなかった場合に限って、これを加算することができるものとする。

3 本条第1項第2号の規定にかかわらず、初回選定申請者は、専門医又は認定医の認定を受けた後に、日本医学会総會に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる場合は、前項に準じる。

4 前2項に定める加算は、申請時において、専門医又は認定医の認定を受けた後に、1回以上、本会の定期学術集會に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる者でなければ行うことができない。

5 本条第1項から前項までに規定された業績及び研修実績並びに診療経験は、専門医又は認定医の認定を受けた年の2月1日以降に刊行された学術刊行物及び同時に開催された学術集會並びに同日以降に行った診療経験から算定することができる。

6 平成23年1月1日付の手術から、一般社団法人 National Clinical Database(以下、NCDと略記)のデータベースに、NCDの診療科長又はデータ責任者の承認を経て、登録されている場合は、これを本条第1項第3号の診療経験を証明するために利用することができる。

第6条 初回選定申請者の指導責任者は、選定委員会から要請を受けたときは、初回選定申請者についての意見書を、選定委員会に提出しなければならない。

第3章 指導医の更新の審査と選定

第7条 更新選定申請者は、審査を受けようとする年の5月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類(以下、更新選定申請書類と略記)を、選定委員会に提出し、選定委員会が定めた期日までに、更新申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

- 1) 更新選定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 指導医選定証(写)
- 4) 専門医認定証(写)又は認定登録医登録証(写)

【2018年に解散しているため削除】

2) 研修実績として、専門医又は認定登録医の認定を受けた後に、5回以上、本会の定期学術集會に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる者であること。

3) 診療経験として、専門医又は認定登録医の認定を受けた後に、500例以上の手術に従事し、かつ、そのうち術者として150例以上の経験を有する者であること。

2 前項第2号の規定にかかわらず、初回選定申請者は、専門医又は認定登録医の認定を受けた後に、本会卒後教育セミナーを受講したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる場合は、これを前項第2号の参加回数に加算することができる。ただし、春季に行われた本会卒後教育セミナーについては、その年度の本会の定期学術集會に出席することができなかった場合に限って、これを加算することができるものとする。

3 本条第1項第2号の規定にかかわらず、初回選定申請者は、専門医又は認定登録医の認定を受けた後に、日本医学会総會に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる場合は、前項に準じる。

4 前2項に定める加算は、申請時において、専門医又は認定登録医の認定を受けた後に、1回以上、本会の定期学術集會に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる者でなければ行うことができない。

5 本条第1項から前項までに規定された業績及び研修実績並びに診療経験は、専門医又は認定登録医の認定を受けた年の2月1日以降に刊行された学術刊行物及び同時に開催された学術集會並びに同日以降に行った診療経験から算定することができる。

【システム上で確認できるため削除】

【システム上で確認できるため削除】

一般社団法人日本外科学会外科専門医制度の指導医に関する施行規定 変更案

現行

変更点(____)

- 5) 指定施設長又は関連施設長の発行した勤務証明書
- 6) 本会の定期学術集会参加証(写)又は証明書

【削除】

3)

〈以下、号数繰上げ〉

4) 論文別刷又はこれに代わる複写等を添付した業績目録

- 7) 論文別刷又はこれに代わる複写等を添付した業績目録

- 8) 診療経験一覧表

第8条 特例更新選定申請者は、審査を受けようとする年の5月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類(以下、特例更新選定申請書類と略記)を、選定委員会に提出し、選定委員会が定めた期日までに、特例更新申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

- 1) 特例更新選定申請書
- 2) 履歴書

- 3) 指導医選定証(写)

【システム上で確認できるため削除】

- 4) 専門医認定証(写)又は認定登録医登録証(写)

【システム上で確認できるため削除】

- 5) 指定施設長又は関連施設長の発行した勤務証明書

【削除】

- 6) 本会の定期学術集会参加証(写)又は証明書

3)

〈以下、号数繰上げ〉

4) 論文別刷又はこれに代わる複写等を添付した業績目録

- 7) 論文別刷又はこれに代わる複写等を添付した業績目録

- 8) 診療経験一覧表

第9条 更新選定申請者及び特例更新選定申請者は、申請時において、過去5年の間に、次の各号の業績及び研修実績並びに診療経験を有していなければならない。

- 1) 業績として、第5条第1項第1号に定める学術刊行物に、2篇以上の外科学に関する研究論文を発表している者であること。

- 2) 研修実績として、3回以上、本会の定期学術集会に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる者であること。

- 3) 診療経験として、100例以上の手術に従事するか、又は指導した経験を有する者であること。

2 更新選定申請者及び特例更新選定申請者は、前項第2号の規定にかかわらず、申請時において、過去5年の間に、次の各号の学術集会に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる場合は、これを前項第2号の参加回数に加算することができる。ただし、本項に定める加算は、申請時において、過去5年の間に、1回以上、本会の定期学術集会に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる者でなければ行うことができない。

- 1) 本会卒後教育セミナー
- 2) 本会生涯教育セミナー
- 3) 日本臨床外科学会
- 4) 日本消化器外科学会
- 5) 日本胸部外科学会
- 6) 日本小児外科学会
- 7) 日本心臓血管外科学会
- 8) 日本呼吸器外科学会
- 9) 日本血管外科学会
- 10) 日本内分泌外科学会
- 11) 日本乳癌学会
- 12) 日本甲状腺外科学会
- 13) 日本医学会

【2018年に解散しているため削除】

12) 日本医学会

一般社団法人日本外科学会外科専門医制度の指導医に関する施行規定 変更案

現行

14) 本項第3号から第13号までに掲げた学会の生涯研修などの教育行事

3 前2項の規定にかかわらず、天災その他やむを得ない理由のため、更新選定申請者又は特例更新選定申請者が本条第1項第1号の業績又は同項第2号の研修実績若しくは同項第3号の診療経験あるいは前項の研修実績の一部又は全部を証明できないときは、天災については公的機関の発行した被災証明書又はこれに準ずる証書（以下、証書と略記）、その他については証明できない理由の説明書（以下、説明書と略記）を添付した更新選定申請書類又は特例更新選定申請書類を提出することができる。

4 選定委員会は、証書又は説明書を添付した更新選定申請書類又は特例更新選定申請書類を受理したときは、証書又は説明書について審査し、証書又は説明書の理由を正当と認めるときに限って、指導医として選定することができる。

5 本条第1項及び第2項に規定された業績及び研修実績並びに診療経験は、指導医の選定を受けた年の2月1日以降に刊行された学術刊行物及び同時に開催された学術集会並びに同日以降に行った診療経験から算出することができる。

6 平成23年1月1日付の手術から、NCDのデータベースに、NCDの診療科長又はデータ責任者の承認を経て、登録されている場合は、これを本条第1項第3号の診療経験を証明するために利用することができる。

第4章 選定委員会

第10条 理事長は、理事会の決議を経て、選定委員会を組織する委員（以下、選定委員と略記）を、代議員の中から選任する。

第11条 選定委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第12条 選定委員会の委員長及び副委員長は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

第13条 選定委員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の決議を経て、選定委員を補充することができる。

2 補充によって選任された選定委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第14条 選定委員の定数は、各地区につき2名又は3名とし、理事会の決議を経て、理事長が決定する。

第15条 選定委員会は、毎年、合議によって、次の年度の指導医の選定の業務に関する要綱を決定し、機関誌及び会告によって会員に公告する。

第16条 選定委員会は、第3条及び第7条並びに第8条に定める申請期日までに提出された初回選定申請書類及び更新選定申請書類並びに特例更新選定申請書類について、不備のないことを確認する。

2 選定委員会は、初回選定申請書類及び更新選定申請書類並びに特例更新選定申請書類を、地区別に区分して、日本外科学会事務所に、受理した日から1年間、保管する。

第17条 選定委員会の委員長は、指導医の選定の業務を統括する。

変更点()

13) 本項第3号から第12号までに掲げた学会の生涯研修などの教育行事

一般社団法人日本外科学会外科専門医制度の指導医に関する施行規定 変更案

現行

変更点()

2 選定委員会副委員長は、選定委員会の委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

第18条 指導医の選定の業務は、申請が行われた年度内に完了しなければならない。

第19条 選定委員会は、公開しない。

第20条 選定委員会は、選定委員長が招集する。ただし、委員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して選定委員会の開催を請求されたときは、選定委員長は直ちに臨時委員会を招集しなければならない。

第21条 選定委員会は、選定委員現在数の過半数が出席しなければ、開会することができない。

第22条 選定委員会の議事は、出席した選定委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、選定委員長の決するところによる。

第23条 やむを得ない理由のために選定委員会に出席できない選定委員は、あらかじめ通知された事項について、文書をもって表決し、又は他の選定委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の適用については、出席したものとみなす。

第5章 選定料等

第24条 指導医として選定された者の選定料は、20,000円とする。

第25条 氏名変更又は天災並びに毀損その他やむを得ない理由のため、指導医選定証の再交付を求めるときは、氏名変更については公的機関の発行した証明書、天災については公的機関の発行した被災証明書又は証書、毀損についてはその指導医選定証、その他については再交付を申請する理由の説明書を添付して申請することができる。

2 理事長は、本条第1項による申請を受理したときは、理由を正当と認めたときに限って、指導医選定証を再交付する。

3 前項の規定によって指導医選定証が再交付されたときは、直ちに再交付手数料として10,000円を納付しなければならない。

4 指導医の選定を証明する証明書の発行を求めるときは、証明書発行手数料として1部あたり500円を納付しなければならない。

5 既納の再交付手数料及び証明書発行手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

第6章 期日の特例

第26条 規則及びこの規定に規定された期日が土曜日、日曜日又は祝日であるときは、次の月曜日と読み替えるものとする。

第7章 規定の変更と疑義の処理

第27条 この規定は、専門医制度委員会及び理事会の決議によって変更することができる。

第28条 この規定の施行について疑義を生じたときは、専門医制度委員会及び理事会の決議によって決する。

一般社団法人日本外科学会外科専門医制度の指導医に関する施行規定 変更案

現行

変更点(____)

第29条 この規定に定める申請手続き及び申請書類の提出については、インターネットを介するものを含むこととする。

附則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規則は、平成25年2月1日から変更する。

3 この規則は、平成25年3月19日から変更する。

4 この規則は、平成27年4月15日から変更する。

5 この規則は、平成28年4月13日から変更する。

6 この規則は、平成29年4月26日から変更する。

7 この規則は、令和8年4月22日から変更する。

第 6 号議案（次期以降の定時社員総会の開催時期および開催地決定に関する件） 資料

社員総会規則（定款施行細則第 6 号）に従い、次期以降の定時社員総会の開催時期および開催地は以下のとおりといたします。

【次期以降の開催時期および開催地】

日 程：令和 9 年度定時社員総会；令和 9（2027）年 4 月 7 日（水）

第 127 回定期学術集会；令和 9（2027）年 4 月 8 日（木）～10 日（土）

開催地：東京都（東京国際フォーラム 他）

日 程：令和 10 年度定時社員総会；令和 10（2028）年 4 月 12 日（水）

第 128 回定期学術集会；令和 10（2028）年 4 月 13 日（木）～15 日（土）

開催地：京都市（国立京都国際会館 他）